

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第20号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

監査委員訓令	ページ
兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令	1
兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	1

## 監査委員訓令

### 兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県代表監査委員 塚本 隆文

#### 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局組織規程（昭和56年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第2条の見出し中「係」を「班」に改め、同条中「係を」を「班を」に改め、同条の表係名の欄を次のように改める。

班名
総務・特別監査班、企業会計班
監査企画班、普通会計班

第6条第1項の表課長の項中「上司の命を受け、課の事務を掌理し」を「課の事務を管理し」に改め、同表係長の項を次のように改める。

班長	班	課の事務のうち、班の事務を管理し、又は担当事務を処理する。

第6条第2項の表主幹の項及び課長補佐の項を次のように改める。

主幹	課	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
係長	課	課の事務のうち、担当事務を管理し、又は処理する。

第6条第2項の表主査の項及び主任の項中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改め、同条第3項を削る。

第7条中「(自動車運転員を除く。)」及び「、自動車運転員は、技術員(書記以外の職員をいう。)のうちから」を削る。

#### 附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

### 兵庫県監査委員訓令第2号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

兵庫県代表監査委員 塚 本 隆 文

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「又は副課長」に改め、同条第4号中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第10条ただし書中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。